

○ 大学評価コンソーシアム情報誌編集委員会規則

(平成 26 年 12 月 18 日幹事会決定)

(改正 平成 28 年 1 月 8 日幹事会承認)

(改正 令和元年 5 月 29 日幹事会承認)

(趣旨)

第 1 条 情報誌「大学評価と IR」の刊行のために、大学評価コンソーシアム会則第 32 条にもとづき、大学評価コンソーシアム（以下「本会」という。）に編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 情報誌の編集に関する事。
- (2) 情報誌の発行に関する事。
- (3) その他、情報誌の刊行に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、10 名程度の本会の会員から選出される委員をもって組織する。

- 2 前項に掲げる委員は、幹事会で決定し、代表幹事が委嘱する。
- 3 第 1 項に掲げる委員の選出においては、教員、職員などのバランスに考慮しなければならない。

(任期)

第 4 条 前条に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、幹事会で決定する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、副委員長を指名し、副委員長は、委員長の職務を補佐する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことがで

きる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、委員長および委員長の指名する者において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年度の総会の日までとする。

附 則 (平成 28 年 1 月 8 日幹事会承認)

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

附 則 (令和元年 5 月 29 日幹事会承認)

- 1 第 1 条に定めた編集委員会は、当面の間、活動を休止する。
- 2 編集委員会休止中の編集組織として暫定編集部を置く。暫定編集部については別に定める。
- 3 この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。